

京都府食の安心・安全年度別行動計画(案)
(平成20年度)

京 都 府

はじめに

京都府食の安心・安全推進条例（平成17年京都府条例第53号）に基づき、食の安心・安全の確保に関する取組を総合的かつ効果的に推進するため、平成19年度から平成21年度までの3年間の中長期的な実行計画として、平成18年12月に「京都府食の安心・安全行動計画」を策定しました。

この計画をPDCAサイクル（計画（P=Plan）が積極的に展開（D=Do）され、その成果を評価（C=Check）した上で、更に充実した方策へつなげる（A=Action）こと）により効果的に実行するため、「京都府食の安心・安全年度別行動計画」を策定し、各年度ごとの実績を踏まえた上で、計画を修正することにしています。

なお、「京都府食の安心・安全行動計画」の取組目標について、平成19年度の計画の達成状況は、以下のとおりでした。

特に、未達成の取組については、改善の方向性を明らかにし、達成に向けて取り組んでいきます。

取組内容	取組数	上回る	達成	ほぼ達成	未達成
第1章 安心・安全の基盤づくり					
1 安全な食品の生産・製造・加工、流通の確保に向けた取組	11	6	2	1	2
2 生産・製造情報の提供による安心感向上のための取組	8	2	3	2	1
3 環境に配慮した食品生産の取組	4	2	—	2	—
小計	23	10 (43%)	5 (22%)	5 (22%)	3 (13%)
第2章 安心・安全の担保					
1 食品衛生に関する監視・指導の充実・強化	7	4	1	1	1
2 BSE、高病原性鳥インフルエンザ等における予防対策の徹底、監視体制の確保	4	—	4	—	—
3 適正な食品表示の確保	5	4	—	1	—
小計	16	8 (50%)	5 (31%)	2 (13%)	1 (6%)
第3章 信頼づくり					
1 食の安心・安全に関する情報提供	1	—	—	—	1
2 顔の見える関係づくりの推進	2	2	—	—	—
3 食の安心・安全に関する知識の啓発・学習	4	2	1	—	1
4 府民参画の推進	2	1	1	—	—
小計	9	5 (56%)	2 (22%)	— (—)	2 (22%)
合計	48	23 (48%)	12 (25%)	7 (15%)	6 (12%)

※ 「計画の達成状況」について、当初計画の数値を少しでも上回っているものは「上回る」、数値どおりであるものは「達成」、8割以上のものは「ほぼ達成」、8割より低いものは「未達成」としております。

【凡 例】

計画の中で、「取組目標の表」については、下記のとおり記載しています。

【取組目標の表】		18年度	19年度	20年度	21年度	備 考
OOOO...	行動計画	↓				OO課・室
	実績	↓				
	梗概		↓			

◆ 取組内容とその効果等
→ 19年度に食の安心・安全に関する取組を実行した結果、
どのような効果があったなどを記載

目 次

第1章 安心・安全の基盤づくり	1
1 安全な食品の生産・製造・加工、流通の確保に向けた取組	1
(1) より安全な農作物の生産に向けた取組	1
(2) より安全な畜産物の生産に向けた取組	3
(3) より安全な水産物の生産に向けた取組	4
(4) より安全な加工食品の製造に向けた取組	5
2 生産・製造情報の提供による安心感向上のための取組	7
(1) 農畜産物の生産履歴情報の提供促進	7
(2) 加工食品における「きょうと信頼食品登録制度」の推進	11
3 環境に配慮した食品生産の取組	12
(1) 農畜水産物の生産における取組	12
(2) 食品製造における取組	13
第2章 安心・安全の担保	14
1 食品衛生に関する監視・指導の充実・強化	14
(1) 農畜産物の生産段階における監視・指導	14
(2) 食品等の流通段階における監視・指導	16
2 BSE、高病原性鳥インフルエンザ等における予防対策の徹底、監視体制の確保	18
3 適正な食品表示の確保	20
第3章 信頼づくり	22
1 食の安心・安全に関する情報提供	22
2 顔の見える関係づくりの推進	23
3 食の安心・安全に関する知識の啓発・学習	25
4 府民参画の推進	27

第1章 安心・安全の基盤づくり

1 安全な食品の生産・製造・加工、流通の確保に向けた取組

(1) より安全な農産物の生産に向けた取組

① 栽培ごよみの作成点数

農薬の使用については、作物ごと、地域ごとに異なるため、約660の暦を作成しており、この暦を3年に1回見直すことを目標にしています。

取組目標		18年度	19年度	20年度	21年度	備 考
栽培ごよみの作成点数	行動指	200種類	200種類	200種類	200種類	農産課
	実 績	207種類	279種類			

◆ 取組内容とその効果等

各作物・地域に応じたきめ細かな栽培ごよみ（病害虫・雑草の防除マニュアル）を作成した上で、農薬の適正使用についての研修会等を実施するなど、栽培ごよみの普及に取り組みました。

今後も積極的に研修会等を実施し、各作物・地域に応じた栽培ごよみの作成に努めていきます。

② 農薬販売者等に対する講習会の参加者数

平成17年度の参加実績（約500名）から100名の増加を図ることを目標にしましたが、平成19年度に必要な受講回数を減らしたことから、平成20年度からは延べ参加人数500名を目標にしています。

取組目標		18年度	19年度	20年度	21年度	備 考
講習会の参加者数	行動指	600名	600名	600名	600名	食の安心・安全推進課
	実 績	570名	488名			
	要請			500名	500名	

◆ 取組内容とその効果等（計画を達成できなかった理由）

農薬販売者や農薬使用者に対する「農薬取扱講習会」は、農薬に関する関係法令や適正な使用・保管の方法など、農薬に関する一般的な知識について、毎年5回程度、各広域振興局管内及び京都市内で実施しております。

平成18年度までは、この講習会を1回は受講しなければ、農薬の取扱い等専門的な知識の習得が必要な農薬管理指導士の「養成研修講習会」を受講できませんでしたが、平成19年度からは、「養成研修講習会」の内容を充実させ、当該講習会を直接受講することができるようになりました。

このため、「農薬取扱講習会」を受講せず「養成研修講習会」のみを受講する者が増加したことから、500名弱の参加者数となりました。

平成20年度から目標数値を変更しますが、希望者すべてが講習会に参加できる体制を維持していきます。

③ 農薬管理指導士の認定者数

多くの関係者に制度を周知し、平成17年度認定者数（627名）より増加するよう努めています。

希望者すべての受験受入体制を整え、毎年50名ずつ増加させることを目標にしています。

取組目標		18年度	19年度	20年度	21年度	備 考
農薬管理指導士の認定者数（累計数）	行 駆 試 実 績	680名 679名	730名 740名	780名	830名	食の安心・安全推進課

◆ 取組内容とその効果等

農薬取扱講習会への参加状況や筆記試験の結果等により農薬管理指導士を認定し、農薬の安全な使用を推進するリーダーとして活躍していただいております。平成19年度には、新たに61名の方を認定しました。

④ 米の残留農薬検査件数

地域ごと（京都山城、南丹、中丹、丹後）の主要品種と生産量とを勘案して、品種ごとに1～2ロットのサンプル抽出を行うこととし、合計分析ロット数20ロットを目標にしています。

取組目標		18年度	19年度	20年度	21年度	備 考
米の検査件数	行 駆 試 実 績	20ロット 18ロット	20ロット 14ロット	20ロット	20ロット	農 産 課

◆ 取組内容とその効果等（計画を達成できなかった理由）

産地偽装等の不適切な表示が社会的な問題となる中、平成19年度は品質表示を確認するためのDNA検査に比重を置いた検査配分となつたため、残留農薬検査件数が減少しました。

⑤ 野菜の検査実施団体数

計画に基づき、京都府農薬飛散防止対策協議会（府内の農業関係機関・団体及び府で構成される協議会）と農業協同組合が連携して、府内産野菜における農薬の残留検査等に取り組むことを目標にしています。

取組目標		18年度	19年度	20年度	21年度	備 考
野菜の検査実施団体数（累計数）	行 駆 試 実 績 観 試	計画策定 2団体 2団体	2団体 4団体	2団体	2団体 4団体	食の安心・安全推進課

◆ 取組内容とその効果等

農産物の残留農薬検査については、1団体と3農業協同組合が自主的な安全性確認の調査や、生産者に対する農薬適正使用のための指導を行っていましたが、平成19年12月、府内産春菊から基準値を超える残留農薬が食品衛生法に基づく収去検査により検出されたことから、再度「栽培ごよみ」等による指導を強化するとともに、残留農薬の自主検査を強化しています。

なお、春菊の事例においては、JA・生産者が連携し、迅速に自主的な出荷停止を行った上で検査を実施し、安全性を確認した上で春菊の出荷が再開されました。

⑥ 適正農業規範の実践農家数

平成21年度における「エコファーマー」の当初認定目標者数をすべて実践農家とすることを目指します。

取組目標	18年度	19年度	20年度	21年度	備 考	
適正農業規範の実践農家戸数(累計数)	行動計画 実績	規範の作成 素案の作成	120戸 基礎GAP活用 75戸	240戸	380戸	農産課

◆ 取組内容とその効果等（計画を達成できなかった理由）

平成18年度において、国のGAPガイドラインに基づく素案を作成しましたが、18年度末に国の基礎GAP（※）が示されたことから、平成19年度はこれを活用し、各地域の実情に合わせて作成した規範を農家75戸で実践していただきました。

今後、その実践結果を踏まえた上で、府の実態に応じたGAP手法の推進を目指します。

（※）基礎GAP

GAP手法のうち、法令順守規範や農業環境規範などの基礎的な事項についての全国的に汎用性の高い手法のモデルです。

（2）より安全な畜産物の生産に向けた取組

- ① 畜産農家を定期的に巡回指導し、国が定める家畜の飼養衛生管理基準の順守を全戸（牛250戸、豚16戸、鶏（千羽以上飼養）82戸、鶏（千羽未満飼養；愛玩鶏を含みます。）1,427戸）に徹底します。

◆ 取組内容とその効果等

野生小動物の侵入防止や消毒の徹底等、10項目の飼養衛生管理基準の順守を徹底するため、家畜保健衛生所職員が巡回指導時にチェックリストに基づく確認を行っています。

平成19年度においては、畜舎に入る際の消毒の徹底や野生小動物の侵入対策について、改善が必要な農家がありましたが、指導の結果、改善されています。

② 衛生管理システムの普及戸数

348戸の畜産農家（牛250戸、豚16戸、鶏（千羽以上飼養）82戸）のうち、乳用牛50頭、肉用牛100頭、豚1,000頭、鶏1万羽のいすれか以上を飼養している農家（約80戸）を対象に、畜産物の生産における高度な衛生管理システムを導入するモデル農家を順次普及することを目標にしています。

取組目標	18年度	19年度	20年度	21年度	備 考	
衛生管理システムの普及戸数(累計数)	行動計画 実績	15戸 16戸	20戸 20戸	24戸	28戸	畜産課

◆ 取組内容とその効果等

家畜保健衛生所が、モデル農家の畜舎等において乳房炎菌やサルモネラ属菌等の検査を行った上で、農家ごとに微生物の侵入防止のための衛生管理計画を策定し、その計画どおり確実に衛生管理ができているかを検査・検証しました。

その結果、1戸の酪農家において細菌が継続して検出されたため、搾乳立会いによる原因究明を行った結果、適切な搾乳手法が行えていなかったことから、搾乳者全員に正しい搾乳方法の研修を行い、改善が認められました。

- ③ 畜産農家のうち、動物用医薬品の使用頻度が高いところ（牛及び豚については全戸（牛250戸、豚16戸）、鶏については千羽以上飼養している全戸（82戸））を巡回監視・指導し、適正な使用を徹底します。

◆ 取組内容とその効果等

家畜保健衛生所が巡回指導の際に、動物用医薬品の使用頻度等を確認し、抗生素等の使用による休薬期間の順守について啓発ちらしの配布や指導を行っていますが、特に問題のある農家はありませんでした。

(3) より安全な水産物の生産に向けた取組

① 水産養殖事業者の巡回指導件数

給餌や動物用医薬品の適正使用について、府内の養殖業者（約40業者；この中には、河川等における養殖事業者を含みます。）を2年に一度、巡回指導することを目標にしています。

取組目標		18年度	19年度	20年度	21年度	備 考
水産養殖事業者の巡回指導件数	行動計画	20件	20件	20件	20件	水産課
	実績	23件	23件			

◆ 取組内容とその効果等

府内の養殖業者（アユ、アマゴ、ニジマスなど）に対し、給餌及び動物用医薬品使用の方について聴取するとともに、検体となるサンプルの提供を受け、医薬品の残存状況について検査しましたが、問題となる事例はありませんでした。

② 水産生鮮品における衛生管理についての意識の向上を図るため、京都府漁業協同組合連合会等の販売事業担当者を対象とした講習会を開催します。

また、水産加工品における衛生管理についての意識の向上を図るため、水産加工事業所の役職員を対象とした講習会を開催します。

◆ 取組内容とその効果等

府内の漁業者、水産加工業者等42名を対象に、海藻類を食品として加工する際の衛生管理や食品表示に関する知識等について講習会を開催しました。

(4) より安全な加工食品の製造に向けた取組

① 業種ごとの手引の作成数

食品関連事業の主要業種（30業種）について作成予定でしたが、組合として当面、統一的な基準を定めることができる状況にある25業種を作成することを目標にしています。

取組目標		18年度	19年度	20年度	21年度	備 考
業種ごとの手引の作成数（累計数）	行動計画	10業種	20業種	30業種	30業種	食の安心・安全推進課
	実績	10業種	20業種			
	変更計画			25業種	25業種	

◆ 取組内容とその効果等

味噌、製粉、缶詰、しょう油、酒造、食酢、清涼飲料、製餡、こんにゃく、茶の手引書を作成するとともに、各組合の研修会などでの広報により普及しました。

手引書について、「実態に即して作られており、分かりやすい」という意見がある一方、「手順書の作り方が難しい」、「毎日の記録が難しい」などの意見がありました。普及するよう引き続き指導します。

なお、当初30業者を目標として取組を進めてきましたが、平成20年度に社団法人京都府食品産業協会の構成団体の組合として統一的な基準を定めることができる状況にある業種が和菓子、洋菓子などの5業種であることから、目標を25業種としています。

また、鶏卵について、現在、登録基準を策定中です。

② 講師の派遣回数

食品衛生講習会等への講師派遣の依頼については、要請どおり対応することとし、平年ベースでの依頼件数を目標にしています。

取組目標		18年度	19年度	20年度	21年度	備 考
講師の派遣回数	行動計画	80回	80回	80回	80回	生活衛生課
	実績	117回	109回			

◆ 取組内容とその効果等

食中毒事故等の発生が多い時期を中心に、食品関連事業者や給食施設の調理従事者を対象とした講習会に保健所職員等が出向き、食中毒の予防対策、施設の衛生管理や調理従事者としての心構えなどについて啓発しています。

実施後のアンケートなどによれば、「実践的で分かりやすい」などの意見が多数寄せられ、保健所と府民が身近に接することができる良い機会となっています。

- ③ 食品衛生指導員又は食品衛生推進員による指導件数
 指導対象施設（約13,000件）のうち、食中毒が発生する可能性が高い業種を中心に、効果的な指導・助言を実施することを目標にしています。

取組目標		18年度	19年度	20年度	21年度	備 考
食品衛生指導員 又は食品衛生推進員による指導件数	行動指 実績	4,000件 4,163件	4,500件 4,680件	5,000件	5,000件	生活衛生課

◆ 取組内容とその効果等

「食中毒予防推進強化期間」（7月～9月）や「食品・添加物等の年末一斉取締」（12月）に、保健所と連携し、量販店での食品表示の点検、フードスタンプ（細菌検査用具）やATP測定法（食品が接触する表面の清潔度を確認する方法）による飲食店の衛生状態の点検を集中的に行なった上で、食品関連事業者に対する指導・助言を積極的に実施しました。
 食品衛生推進員等が施設を巡回して衛生状態などを点検しましたが、食品衛生上問題のある施設はありませんでした。

- ④ 食品関連事業所における「衛生管理基準」の順守を徹底し、「自主衛生管理手引き書作成マニュアル」等を普及します。

◆ 取組内容とその効果等

自主衛生管理の推進・向上を目的として、小規模の食品関連事業者でも活用できる「自主衛生管理手引き書作成マニュアル」を作成し、より多くの事業者に積極的に手引き書を導入していただけるよう、府内各地で講習会を開催しました。
 保健所による施設の監視指導時には、手引き書の作成に関するのみならず、効果的な運用方法についても積極的に指導しており、府内事業者に広く普及・定着しています。

2 生産・製造情報の提供による安心感向上のための取組

(1) 農畜産物の生産履歴情報の提供促進

① 農協系統での取組の普及

全農京都府本部では、府内のJAと連携してトレーサビリティシステムを構築し、集荷した米の生産情報の開示を促進しています。平成19年度には、農家が出荷契約した米相当量(19,900t)の生産履歴を開示することを目標とし、それ以後も同量の開示を維持することを目指しています。

取組目標		18年度	19年度	20年度	21年度	備 考
【米】農協系統での取組の普及(流通量) 【うるち、もちの出荷契約米】	行 銘酒	16,900t	17,900t	18,900t	19,900t	農産課
	実 績	19,233t	17,879t			
	麁 酒		19,900t	19,900t	19,900t	

◆ 取組内容とその効果等(計画を達成できなかった理由)

米価下落の影響が非常に大きく、JAの集荷量が減っている状況です。各JAにおいて集荷目標数量の設定やカントリーエレベーター、ライスセンターなどの施設を核とした計画集荷の推進等を引き続き行うことなどにより、生産履歴が開示される米の集荷量の増加により、安心・安全な京都米の増加に努めています。

② 大規模稻作農家・農業法人での取組数

個別農家等での生産履歴情報等の提供については、平成19年度に基準づくりの検討を行い、平成20年度に少数農家(3戸)でモデル的に実施した上で、その3戸について本格実施することを目標にしています。

取組目標		18年度	19年度	20年度	21年度	備 考
大規模稻作農家・農業法人での取組数(累計数)	行 銘酒	個別農家用システムの基準づくり	試行農家3戸	3戸	3戸	農産課
	実 績	—	個別農家用システムの基準作成			
	麁 酒		個別農家用システムの基準づくり	試行農家3戸	3戸	

◆ 取組内容とその効果等

個別農家単位で生産履歴情報(農薬・肥料の使用状況等の記載情報等)を適切に提供するための基準を平成19年度に作成しました。

今後、この基準に基づき、農家3戸に対するシステムの試行を行った上で、本格実施する予定です。

- ③ ホームページによる情報提供品目数（HPによる情報提供品目に係る作付面積）
 京のブランド産品23品目のうち、ブランド産地のない、くわい、金時人参を除いた21品目を情報開示の対象（21品目；みず菜、壬生菜、紫すきん、万願寺とうがらし、賀茂なす、京山科なす、花菜、堀川ごぼう、聖護院大根、九条ねぎ、やまのいも、伏見とうがらし、鹿ヶ谷かぼちゃ、京たけのこ、京たんご梨、えびいも、丹波くり、小豆、黒大豆、聖護院かぶ、京こかぶ）とし、そのうち生産出荷量の多い上位10品目（みず菜、壬生菜、紫すきん、万願寺とうがらし、賀茂なす、京山科なす、花菜、堀川ごぼう、聖護院大根、伏見とうがらし）を対象にすることを当面の目標にしています。

なお、HPによる情報提供品目に係る作付面積176haは、府内産農産物（野菜）の栽培面積（約5,190ha）の3.4%です。

取組目標		18年度	19年度	20年度	21年度	備 考
【野菜】 HPによる情報 提供品目数 (累計数)	行動計画	8品目	9品目	9品目	9品目	農産課 ◎計画 九条ねぎ
	実績	9品目	11品目			
	要請書		10品目	10品目	10品目	
HPによる情報 提供品目に係る 作付面積	行動計画	167ha	176ha	176ha	176ha	
	実績	176ha	174ha			
	要請書		187ha	187ha	187ha	

◆ 取組内容とその効果等

従来から提供されていた9品目（みず菜、壬生菜、紫すきん、万願寺とうがらし、賀茂なす、京山科なす、堀川ごぼう、伏見とうがらし、花菜）に加えて、平成19年度には聖護院大根、鹿ヶ谷かぼちゃも対象になり、11品目となりました。

作付面積はほぼ横ばいですが、トレー サビリティ閲覧件数は平成18年度においては2,122件であったのが、平成19年度は3,325件に増加しました。

- ④ 茶生産農家全戸（約1,800戸）が、農薬及び肥料の使用についての生産履歴の記帳を行い、安心・安全な宇治茶の生産に努めています。

◆ 取組内容とその効果等

すべての茶生産農家において、清浄茶生産誓約書の提出及び生産履歴の記帳が徹底されています。

特に、農薬の使用については、毎年、最新の防除技術情報（環境にやさしい減農薬など）に基づき、茶生産者団体（京都府茶生産協議会）が関係機関と協力して「茶樹病害虫防除指導指針」を作成し、すべての生産農家に配布しています。さらに、農薬の安全使用と散布回数の削減等、適切な防除対策の周知・徹底を進めています。

- ⑤ 茶生産者団体（京都府茶生産協議会）に対し、健全な土づくり、肥料・農薬の適切な使用等により環境に配慮した茶栽培を推進・普及させるよう、啓発しています。

◆ 取組内容とその効果等

京都府茶生産協議会が中心となって進める「茶園の施肥適正化運動」において、府研究機関の成果等を利用した現地実証試験の結果から、品質を落とさずに施肥量を削減できることが明らかになりました。この成果を地域から府全体に浸透させ、発展させるための継続的な啓発活動に協力し、施肥適正化を実現していきます。

- ⑥ 全府内産牛肉でのトレーサビリティシステムが適正に運用されるよう、牛を飼養している畜産農家全戸（250戸）の指導を徹底します。

◆ 取組内容とその効果等

家畜保健衛生所員が定期的な家畜伝染病検査や巡回指導の際に、飼養牛全頭の耳標（個体識別番号が印字）や異動記録を確認し、異動報告ができていない牛についても、必ず報告するよう指導しています。

- ⑦ 生乳の生産における安全性を確保するため、生産者団体（近畿生乳販売農業協同組合連合会等）が酪農家に対して「生乳生産管理マニュアル（酪農家が生乳生産業務を行う上で順守すべき管理基準とその手順）」の普及を促進するとともに、「生乳生産管理チェックシート」による衛生管理の記帳の徹底を推進しています。

◆ 取組内容とその効果等

生産者団体は、酪農農家全戸を巡回し、「生乳生産管理チェックシート」への記帳内容を確認しています。記帳が十分でないなどの農家に対しては、改善されるまで指導を行いました。

⑧ トレーサビリティシステムが実施される鶏卵量

府内で生産され、府内で流通している鶏卵の推定量15,300tのうち、平成21年度までに80%に当たる12,000t（府内消費量（約36,000t）の33%）を目標にしています。

取組目標		18年度	19年度	20年度	21年度	備 考
システムが実施される鶏卵量	行動指標	11.9千t	12.0千t	12.0千t	12.0千t	畜 産 課
	実 績	11.0千t	12.0千t			

◆ 取組内容とその効果等

システムを導入する小売店の増加等により、目標を達成することができましたが、店頭で生産履歴が確認でき、情報が得られる鶏卵を更に増加させていきます。

また、生産農場の取組意識を向上させるため、第三者機関の審査による認証制度を導入し、品質管理等について定められた基準を満たした農場で生産された鶏卵には、認証マークを付けて販売できる取組を平成19年12月から開始しています。

⑨ トレーサビリティシステムが実施される鶏肉量

府内で食鳥処理され、府内で流通している鶏肉の推定量5,700tのうち、平成21年度までに80%に当たる4,600t（府内総消費量（約25,000t）の18%）を目標にしています。

取組目標		18年度	19年度	20年度	21年度	備 考
システムが実施される鶏肉量	行動指標	モデル実施	3,500t	4,600t	4,600t	畜 産 課
	実 績	400t	3,650t			

◆ 取組内容とその効果等

平成19年2月から京都府独自のトレーサビリティシステムが実施され、更に平成19年度は他のシステムと相互乗り入れが可能なシステムを開発しました。

府内にある3箇所の食鳥処理場においてシステムが導入されました。今後、鶏肉加工場や鶏肉販売店に制度趣旨を説明し、システムへの参加を促すことにより、店頭で生産履歴が確認でき、情報が得られる鶏肉を更に増加させていきます。

(2) 加工食品における「きょうと信頼食品登録制度」の推進

① 登録食品業種数

食品関連事業の主要業種（30業種）について作成予定でしたが、組合として当面、統一的な基準を定めることができる状況にある25業種を作成することを目指しています。

取組目標		18年度	19年度	20年度	21年度	備 考
登録食品業種数 (累計数)	行動計画	10業種	20業種	30業種	30業種	食の安心・安全推進課
	実績	10業種	20業種			
	変更計画			25業種	25業種	

◆ 取組内容とその効果等

味噌、製粉、缶詰、しょう油、清酒、食酢、清涼飲料、製餡、こんにゃく、茶の10業種について、各食品ごとに製造工程中の重要管理点などを登録基準（業種別安全管理プログラム）として設定しました。

なお、当初30業者を目標として取組を進めてきましたが、平成20年度に社団法人京都府食品産業協会の組合として統一的な基準を定めることができる状況にある業種が和菓子、洋菓子などの5業種であることから、目標を25業種としています。

また、鶏卵について、現在、登録基準を策定中です。

② 登録事業者数

食品関連団体に加入する事業者など約2,000件のうち、その50%が登録制度に参加できる水準にあることを考慮し、平成21年度までに150件を登録することを当面の目標にしています。

取組目標		18年度	19年度	20年度	21年度	備 考
登録事業者数 (累計数)	行動計画	100件	200件	300件	400件	食の安心・安全推進課
	実績	21件	44件			
	変更計画			100件	150件	

◆ 取組内容とその効果等（計画を達成できなかった理由）

平成19年2月の登録開始から1年が経過し、制度が事業者に浸透してきたものの、中小事業者においては、記録・記帳の取組に慣れておらず、当初予定していたよりも一件当たりの指導回数が増加し、申込時からの指導期間が長くなつたことから、目標には達しませんでした。今後もこのような傾向が続くと考えられることから、計画を見直し、着実に制度を進めることとします。

3 環境に配慮した食品生産の取組

(1) 農畜水産物の生産における取組

- ① 施肥（作物に肥料を与えること。）が過剰とならないよう農地の土壤分析を実施します。
また、環境にやさしい技術の効果の確認と普及のため、実証ほ（実験・実証するための栽培場所のこと。）を各地に設置します。

◆ 取組内容とその効果等

ハウス栽培では肥料の流失が少なく、前作等に施用した肥料が残存することがあり、肥料を基準どおり施用すると過剰になることがあります。これを改善するために、作付けの準備段階において土壌の現状を把握し、適切な施肥に努めています。

また、現在、農薬等の使用を低減しつつ病害虫の発生を減らす新しい技術の効果を確認するため、実証ほを設置し、技術の実用性を検討しています。

② 「京都こだわり農法」による栽培面積

「京都こだわり農法」を取り入れた農産物の栽培面積を平成19年度には増加させ、その栽培面積300ha（府内産農産物（野菜）の栽培面積（約5,190ha）の5.8%）を維持することを目標にしています。

取組目標		18年度	19年度	20年度	21年度	備 考
「京都こだわり農法」による栽培面積	行動指 定	280ha	300ha	300ha	300ha	農産課
	実績	284ha	294ha			

◆ 取組内容とその効果等（計画を達成できなかった理由）

作付面積は、順調に伸びていますが、高齢者のリタイア等により目標には達しませんでした。

今後、「京都こだわり農法」による消費者への安心・安全な農産物の供給を推進するため、水稻から京のブランド產品への作付の転換や、新規就農者の「京都こだわり農法」導入への誘導により面積を増加させます。

③ エコファーマーの認定戸数

農家が自主的な取組によって申請する制度であるため、制度の必要性について普及・啓発を行い、認定農家を増加させることを目標にしています。

取組目標		18年度	19年度	20年度	21年度	備 考
エコファーマーの認定戸数（累計数）	行動指 定	350戸	360戸	370戸	380戸	農産課
	実績	327戸	560戸			
	要請			600戸	650戸	

◆ 取組内容とその効果等

平成19年度から「農と環境を守る地域協働活動支援事業（営農活動支援）」により、環境負荷の低減に取り組むエコファーマーに支援を行っています。

認定戸数が増え、「環境にやさしい農業」で栽培される農地の面積が拡大しています。

- ④ 環境規範に基づく飼養管理に係る取組モデル畜産農家数
 モデル農家は、348戸の畜産農家（牛250戸、豚16戸、鶏（千羽以上飼養）82戸）のうち、牛10頭、豚100頭、鶏2千羽のいずれか以上を飼養している農家（約220戸）を対象に、毎年度5戸ずつ導入することを目標にしています。

取組目標		18年度	19年度	20年度	21年度	備 考
取組モデル畜産農家数（累計数）	行動指標	10戸	15戸	20戸	25戸	畜産課
	実績	8戸	12戸			

◆ 取組内容とその効果等（計画を達成できなかった理由）

平成19年度は、広域振興局や家畜保健衛生所において、処理施設を拡充する農家を中心に働きかけましたが、目標を達成することができませんでした。平成20年度は、348戸の全農家に対し、再度環境規範の啓発資料や点検シートの配布を行い、導入農家を増やすこととしています。

⑤ 水産養殖事業者の巡回指導件数

水産養殖事業者に対して、適正な養殖密度による管理が行われるよう巡回指導を徹底します。

取組目標		18年度	19年度	20年度	21年度	備 考
水産養殖事業者の巡回指導件数	行動指標	20件	20件	20件	20件	水産課
	実績	23件	23件			

◆ 取組内容とその効果等

府内の養殖業者（アユ、アマゴ、ニジマスなど）を訪問し、養殖密度を確認しました。適正な管理が行われており、問題となるものはありませんでした。

(2) 食品製造における取組

リサイクルの推進を行っている食品関連事業所を「エコ京都21」に基づく事業所として認定・登録し、環境に配慮した食品生産の取組を推進します。

◆ 取組内容とその効果等

府内において、12の食品関連事業所（平成20年3月末現在）を「エコ京都21」に基づく事業所として認定・登録しており、そのうち半数を占める商店街やスーパーにおいては、買い物袋持参運動、商品の包装簡素化、リサイクルの推進（牛乳パック、食品トレイ等の回収）、環境保全商品の販売推奨などの取組が積極的に行われており、更に廃棄物の分別回収の徹底などの取組が行われています。

第2章 安心・安全の担保

行政の役割として、生産から消費までの一貫した監視・指導・検査を行い、その結果を公表します。

1 食品衛生に関する監視・指導の充実・強化

(1) 農畜産物の生産段階における監視・指導

① 農薬取締法に基づく立入検査件数

指導の対象となる農薬の販売業者等について、3年に1回、立入検査することを目標にしています。

取組目標		18年度	19年度	20年度	21年度	備 考
農薬取締法に基 づく立入検査件 数	行動指 定	250件	250件	250件	250件	食の安心・ 安全推進課
	実 績	246件	229件			

◆ 取組内容とその効果等（計画を達成できなかった理由）

広域振興局と分担して立入検査を行いましたが、農薬取締法に違反する無登録農薬問題等への対応もあり、目標の件数には達しませんでした。

今後も、国と連携して立入検査を実施し、継続した監視に努めています。

② 肥料取締法に基づく立入検査件数

新規の登録者等及び更新の登録者に対し、登録・届出がされるごとに立入検査することを目標にしています。

取組目標		18年度	19年度	20年度	21年度	備 考
肥料取締法に基 づく立入検査件 数	行動指 定	10件	10件	10件	10件	食の安心・ 安全推進課
	実 績	1件	3件			
	変動指 定			登録・届出 施設全件	登録・届出 施設全件	

◆ 取組内容とその効果等（計画を達成できなかった理由）

平成19年度は、3件の立入検査を実施しました。

検査件数については、登録・届出がされた施設すべてを検査していることから、その旨を記載します。

③ 土壌機能モニタリング調査点数

全国で行われる調査（土壌機能モニタリング調査）であり、府内でのあらかじめ定められた調査箇所を地域別に5年に1回調査することを目標にしています。

取組目標		18年度	19年度	20年度	21年度	備 考
モニタリング調査点数	行動計画	13点	6点	未定	未定	農産課
	実績	13点	6点			
	変更計画			調査結果の取りまとめ	未定	

◆ 取組内容とその効果等

平成19年度までは全国調査の一環としての取組であり、年度ごとに決められた調査点数を平成19年度も計画どおり実施しました。

平成20年度については調査を行わず、平成16年度から平成19年度までの調査結果の取りまとめを行います。その調査結果と府の実態を考慮し、平成21年度以降どのように調査を行うかなどの取組の方向性を平成20年度に検討する予定です。

④ 予防検査実施の頭羽数

家畜伝染病予防法の対象となる伝染病についての検査対象家畜数を目標にしています。

なお、伝染病ごとに、どのような家畜を検査するのかについては、法律等で要件が定められています。

頭羽数の内訳：牛9,018頭（検査延べ頭数）、馬385頭（全頭）、豚2,394頭（抽出検査数）、鶏10,487羽（抽出検査数）、蜂905群（全群）

検査する病気：牛：結核病等、馬：伝染性貧血、豚：豚コレラ等、鶏：ニューカッスル病等、蜂：腐蛆病等

取組目標		18年度	19年度	20年度	21年度	備 考
予防検査実施の頭羽数 (延べ検査数)	行動計画	23千頭・羽	23千頭・羽	23千頭・羽	23千頭・羽	畜産課
	実績	22,820頭・羽	23,189頭・羽			

◆ 取組内容とその効果等

家畜伝染病予防法に基づき、対象となる家畜全頭・羽に対し各伝染病に対する定期検査を行いました。検査の結果、ヨーネ病（慢性の下痢が特徴）の牛1頭（症状なし）と腐蛆病1群が認められ、殺処分しました。

(2) 食品等の流通段階における監視・指導

① 食品の収去検体数

検査機器の能力を最大限に活用した場合の検体数を目標にしています。

取組目標		18年度	19年度	20年度	21年度	備 考
○対象食品等の区分	行動指	1,450件	1,450件	1,450件	1,450件	生活衛生課
農産物		260	260	260	260	
畜産物		126	126	126	126	
水産物		44	44	44	44	
加工食品		923	923	923	923	
その他		97	97	97	97	
<hr/>		<hr/>				
実績		1,801件	1,853件			
		269	311			
		137	146			
		44	42			
		1,299	1,309			
		52	45			
<hr/>		<hr/>				
変更指		1,450件	1,450件	1,450件	1,450件	
		280	280	280	280	
		130	130	130	130	
		40	40	40	40	
		950	950	950	950	
		50	50	50	50	
<hr/>		<hr/>				
○国産、輸入別の区分	行動指	1,340	1,340	1,340	1,340	
国 輸 入		110	110	110	110	
<hr/>		<hr/>				
実績		1,681	1,340			
		120	110			

◆ 取組内容とその効果等

保健環境研究所や拠点保健所（山城北保健所、南丹保健所、中丹西保健所）において、府内産農畜水産物の残留農薬や動物用医薬品、食品添加物、遺伝子組換え食品を中心に、検査等を実施しました。

検査の結果、府内産春菊から基準値を超える残留農薬が検出され、回収等必要な措置を行いました。

なお、平成20年に入り、兵庫県及び千葉県において中国産冷凍ギョウザが原因とされる健康被害事例があったことから、平成20年度においては、輸入加工食品の残留農薬検査を新たに実施します。

② 食中毒等の事件発生時には、緊急検査を実施し、原因究明に努めます。

◆ 取組内容とその効果等

食中毒等の事件発生時には、拠点保健所や保健環境研究所で微生物検査や理化学検査などの緊急検査による原因究明を実施し、科学的根拠に基づいて迅速に対応しています。

平成19年度においては、ノロウイルス、サルモネラ属菌などが原因で11件食中毒が発生し、緊急検査を行うとともに、必要な指導を行いました。

③ 食品衛生監視機動班による監視等対象事業所数

食品衛生法に基づいて認証されたHACCP施設、大規模食品製造施設、大規模給食施設等を対象に、約40事業所（南部20件、中部10件、北部10件）を目標として監視・指導を行います。

取組目標		18年度	19年度	20年度	21年度	備 考
対象事業所数	行動指標	30件	40件	40件	40件	生活衛生課
	実 績	38件	44件			

◆ 取組内容とその効果等

HACCP施設や大規模食品製造施設等の44事業所に食品衛生監視機動班（5名～10名）を編成して立ち入り、記録のチェック、拭き取り検査や収去検査などを集中的に実施し、きめ細かに指導することによって、事故や違反食品の発生などの未然防止を図っています。

④ 每年7月から9月までを「食中毒予防推進強化期間」とし、食品関連事業者に対する集中的な監視・指導を行います。

また、食品、添加物等について、毎年、食品の流通量が多くなる年末において、一斉調査を実施します。

◆ 取組内容とその効果等

食中毒事故等の発生が多い時期（7月～9月）や年末に、食品衛生指導員や食品衛生推進員と連携した食品表示や施設の衛生状態の点検、集中的な監視・指導を行うことによって、未然に食中毒等を防止するとともに、食品関連事業者に対する衛生意識の啓発にもつなげています。

⑤ 無承認・無認可の医薬品等監視件数

いわゆる「健康食品」等の販売広告（インターネット販売を含む。）の内容を監視し、無承認・無許可の医薬品等に該当するものを確認した場合はすべて指導している状況であり、平年ベースでの監視件数を目標にしています。

取組目標		18年度	19年度	20年度	21年度	備 考
監視件数	行動指標	400件	400件	400件	400件	薬務課
	実 績	400件	404件			

◆ 取組内容とその効果等

いわゆる「健康食品」等の販売広告（インターネット販売を含む。）の内容を監視し、効能や効果を標榜するなど薬事法違反が疑われる不適切な広告等については、広告内容の削除・修正等の改善指導、報告書等の提出指導を実施しました。

業者指導を実施することにより、いわゆる「健康食品」による健康被害の未然防止や、府民が不法な広告に惑わされないことにつながっています。

2 BSE、高病原性鳥インフルエンザ等における予防対策の徹底、監視体制の確保

- ① 養鶏農家（千羽以上飼養）の全戸（82戸）への巡回指導回数
上記養鶏農家全戸に対し、年4回巡回指導することを目標にしています。

取組目標		18年度	19年度	20年度	21年度	備 考
養鶏農家（千羽以上飼養）の全戸（82戸）への巡回指導回数	行動計画	年4回	年4回	年4回	年4回	畜産課
	実績	年4回	年4回			

◆ 取組内容とその効果等

家畜保健衛生所が異常鶏の有無を確認するとともに、防鳥ネットや野生小動物の侵入防止の点検を実施しました。

防鳥ネットの破損などが認められた農家については、その場で指導し、改善しました。

- ② 養鶏農家（千羽未満飼養）及び愛玩鶏の飼養者の全戸（1,427戸）への巡回指導回数

上記養鶏農家・家きん飼養者全戸に対し、年1回巡回指導することを目標にしています。

取組目標		18年度	19年度	20年度	21年度	備 考
養鶏農家（千羽未満飼養）及び愛玩鶏の飼養者の全戸（1,427戸）への巡回指導回数	行動計画	年1回	年1回	年1回	年1回	畜産課
	実績	年1回	年1回			

◆ 取組内容とその効果等

家畜保健衛生所が市町村等と協力し、渡り鳥が飛来する前に、野鳥の侵入防止や消毒の徹底について、ちらし等を配布して注意喚起を行いました。

その結果、疾病予防の意識が向上し、野鳥の侵入防止や消毒が徹底されました。

③ 養鶏農家モニタリング検査実施戸数

各地域（京都山城、南丹、中丹、丹後）において、1戸ずつ毎月実施することを目標にしています。

取組目標		18年度	19年度	20年度	21年度	備 考
養鶏農家モニタリング検査実施戸数	行動指 定	毎月4戸	毎月4戸	毎月4戸	毎月4戸	畜産課
	実績	毎月5戸	毎月4戸			

◆ 取組内容とその効果等

鳥インフルエンザウイルスの侵入を監視するため、府内4農家を特定し、毎月飼養鶏10羽から血液と気管粘液等を採取し、ウイルス検査を行った結果、すべて陰性でした。

④ 養鶏農家（千羽以上飼養）の全戸（82戸）への鶏の抗体検査実施回数
上記畜産農家全戸に対し、年4回抗体検査することを目標にしています。

取組目標		18年度	19年度	20年度	21年度	備 考
養鶏農家（千羽以上飼養）の全戸（82戸）への鶏の抗体検査実施回数	行動指 定	年4回	年4回	年4回	年4回	畜産課
	実績	年4回	年4回			

◆ 取組内容とその効果等

鳥インフルエンザウイルスの侵入を監視するため、年4回の巡回指導に併せて、千羽以上の養鶏農家全戸を対象に1農家当たり10羽の血液を採取し、抗体検査を行った結果、すべて陰性でした。

⑤ 府内2箇所のと畜場におけるBSE全頭検査を堅持するなど、牛肉に対する安心・安全確保を徹底します。

◆ 取組内容とその効果等

平成19年度において、府内2箇所（福知山、亀岡）のと畜場における全頭検査を実施したところ、異常な牛は認められませんでした。

平成20年度においても、府内産牛肉の安全性を確保するため、全頭検査を実施します。

3 適正な食品表示の確保

① 研修会の開催回数

適正な食品表示を周知するため、各広域振興局において、年4回開催することを目指しています。

取組目標		18年度	19年度	20年度	21年度	備 考
研修会の開催回数	行動計画	4回	4回	4回	4回	生活衛生課 消費生活安全センター 食の安心・ 安全推進課
	実績	4回	7回			
	変更計画			9回	4回	

◆ 取組内容とその効果等

7回開催し、それぞれ30名程度の参加がありました。表示の仕方など具体的な事例に基づく研修や実習を行うことから、少人数での実施でしたが、活発な意見が出され、正確な知識が周知されました。

なお、平成20年度において、食品表示違反「0」推進事業を創設し、食品関連事業者に對しコンプライアンスと食品表示についての意識・知識向上のための研修会を各広域振興局管内で2回ずつ開催するとともに、各業種別組合内での指導的な立場の食品関連事業者を対象にレベルアップ研修を開催する予定です。

② 原産地表示等に係る指導・啓発店舗数

食品販売者の意識及び府民の関心等を考慮して指導・啓発する内容を定め、実施することを目指しています。

取組目標		18年度	19年度	20年度	21年度	備 考
原産地表示等に係る指導・啓発店舗数	行動計画	140店	150店	150店	150店	食の安心・ 安全推進課
	実績	255店	201店			
	変更計画		200店	200店	200店	

◆ 取組内容とその効果等

平成19年度においては、小売店舗のほか、6月には食肉処理業者を重点的に巡回しました。

表示が十分でない食品関連事業者については、表示制度を説明の上、適正表示を指導しました。平成20年度以降も、引き続き適正表示の指導・啓発に努めます。

③ アレルギー性物質を含む食品・添加物等に係る監視施設数

食品製造施設約2,400施設のうち、菓子（パンを含みます。）製造業、惣菜製造業等の施設を中心に、対象施設の約1割を抽出して監視することを目指しています。

取組目標		18年度	19年度	20年度	21年度	備 考
アレルギー性物質を含む食品・添加物等に係る監視施設数	行動計画	200施設	200施設	200施設	200施設	生活衛生課
	実績	220施設	242施設			

◆ 取組内容とその効果等

例年、アレルギー性物質については、症状が重篤化する場合があるにもかかわらず、表示の欠落により回収される事例が全国的に発生していることから、立入検査の際には適正な表示や原材料等の適正な取扱いを指導することとしていますが、監視を行った施設では不適切な事例等は認められませんでした。

④ 保健機能食品、いわゆる「健康食品」に係る監視店舗数

ちらし等の広告を監視し、無承認・無許可の医薬品等に該当するものを確認した場合はすべて指導している状況であり、平年ベースでの監視店舗数を目指しています。

取組目標		18年度	19年度	20年度	21年度	備 考
保健機能食品、いわゆる「健康食品」に係る監視店舗数	行 駄 酒	150店	150店	150店	150店	健康対策課 薬務課
	実 績	239店	210店			

◆ 取組内容とその効果等

ちらし、ホームページ、府民からの情報に基づき監視を行っており、過去の監視実施店舗実績に基づき数値を設定しています。平成19年度においては、違法ドラッグ・健康食品等の指導を重点的に行い、その結果、その指導実績が計画数値に上乗せされた実績数値となっています。

⑤ 食品表示110番を設置して相談に対応することにより、食に対する安心感を向上させます。

◆ 取組内容とその効果等

加工食品の原料・原産地表示等に関する食品関連事業者からの相談や、食品表示の疑問に関する消費者からの相談に応じることにより、適正表示の実施・理解を促進しています。また、不適正表示の情報提供に対しては、調査・確認の上、必要な場合は是正指導等を行っています。

なお、平成19年度（平成20年3月末まで）の受付実績は、府は280件（18年度：98件）、国は24,727件（18年度：16,449件）であり、食品表示に対する関心の高まりから、平成18年度と比べて大幅に増加しています。

⑥ くらしの安心推進員の登録者数

府民のボランティアとしての参画の推進目標。

「くらしの安心推進員養成研修」の修了者の登録に加えて、福祉関係者等を対象とした「消費生活サポートーズ研修」の修了者にも呼びかけた上で登録していただき、登録者数を200名（単年度任期）にすることを目標にしています。

取組目標		18年度	19年度	20年度	21年度	備 考
くらしの安心推進員の登録者数	行 駄 酒	200名	200名	200名	200名	消費生活安全センター
	実 績	155名	197名			

◆ 取組内容とその効果等（計画を達成できなかった理由）

食品表示等についての基礎的な知識を習得し、より的確な活動をしていただくため、「くらしの安心推進員養成研修」の受講を平成18年度から必須としています。

平成19年5月及び11月にそれぞれ南北2会場において合計4回の研修会を開催するなどして、幅広く募集しましたが、応募者が募集人数に達しませんでした。

消費者団体、福祉関係団体等と協力し、広報に努めるとともに、今後とも継続して研修会を開催し、計画数値の達成を目指します。

⑦ 「食の安心・安全推進月間」を設定し、食品表示に関する啓発を行います。

◆ 取組内容とその効果等

平成19年度から毎年1月を「食の安心・安全推進月間」と定め、月間に食品関連事業者に対する食品表示に関する啓発のため、セミナーを実施しました。

第3章 信頼づくり

1 食の安心・安全に関する情報提供

- ① 府ホームページ（「京の食“安心かわら版”（生活衛生課のホームページ）」、「きょうと食の安心・安全情報（食の安心・安全推進課のホームページ）」）において、食の安心・安全に関する情報提供を迅速に行います。

◆ 取組内容とその効果等

府ホームページでは、府の食の安心・安全確保の取組、トピックス、最新情報（危害情報を含む。）などを迅速に情報提供しています。

今後とも、情報の共有化と府民の健康への悪影響の未然防止を図るため、積極的に情報提供していきます。

- ② 府が行った食品に関する監視指導の結果（「食品衛生監視指導計画」に基づく食品の収去検査の結果、農薬販売者・使用者及び登録肥料生産業者に対する立入検査の結果、JAS法等に基づく食品表示制度に関する立入検査の結果等）を公表します。

◆ 取組内容とその効果等

平成19年度において、府が行った食品の収去検査、立入検査等の結果については、府ホームページ等で公表しました。

今後も監視指導の結果を速やかに公表することにより、食への安心感を高めていきます。

③ メール会員登録者数

食に関心のある消費者を会員登録することとし、毎年度、登録者数を増加させることを目標にしています。

取組目標		18年度	19年度	20年度	21年度	備 考
メール会員登録者数 (累計数)	行 駆 回	300名	600名	800名	1,000名	食の安心・安全推進課
	実 標	150名	306名			
	願 極		1,000名	1,000名	1,000名	

◆ 取組内容とその効果等（計画を達成できなかった理由）

目標を増加させて広報に取り組みましたが、150名の増加にとどまりました。

今後、メール情報の内容等について、消費者団体の意見を聴いた上で、よりよいものにしていきます。また、各種イベントでの広報を引き続き行い、登録者数を増加させていきます。

- ④ 府ホームページ（「食の安心・安全推進課のホームページ」）に、子ども向けコーナーを設けるなど、分かりやすい情報の提供に努めます。

◆ 取組内容とその効果等（計画を達成できなかった理由）

府ホームページのシステムや予算の制約の中で、分かりやすいものをつくることが難しく、取り組めませんでした。

平成20年度において、子ども向けコーナーを設置できるよう検討します。また、府ホームページが、より分かりやすくなるように改善に努めています。

2 顔の見える関係づくりの推進

① 「食に関する座談会」の開催回数
できるだけ多くの府民に参加してもらえるよう府内4箇所で開催することを目標にしています。

② 座談会のテーマを理解できた人の割合
平成19年度から座談会のテーマについて、ほぼ理解できた人の割合を7割とすることを目標にしていきます。

取組目標		18年度	19年度	20年度	21年度	備 考
「食に関する座談会」の開催回数	行動指標	4回	4回	4回	4回	食の安心・安全推進課
	実績	11回	8回			
座談会のテーマを理解できた人の割合	行動指標	一	7割	7割	7割	食の安心・安全推進課
	実績	一	9割			

◆ 取組内容とその効果等

各広域振興局管内で実施し、それぞれ30名程度の参加者がありました。

消費者と食品関連事業者とが交流し、相互の意思疎通が図られており、アンケートの結果、概ね座談会のテーマは理解されていると考えられます。

「生産者の努力が分かってよかったです」、「とても勉強になり、楽しかった」などの意見も寄せられました。

③ 消費者の産地見学会等を実施することによって、生産者と消費者との交流を促進し、お互いの理解を深めます。

◆ 取組内容とその効果等

食に関する座談会や消費者団体等との意見交換会と併せて、消費者的産地見学会等が5回開催され、それぞれ生産者と消費者とが交流し、自由に意見交換が行われたことにより、お互いの理解が深まると大半の人がアンケートに回答されました。

④ 府内の消費者団体、生産者団体等と連携して「食の安心・安全フォーラム」を開催し、食の安心・安全に関する取組を府民みんなで進めるという意識を醸成します。

◆ 取組内容とその効果等

「京都府食の安心・安全推進月間」(毎年1月)の取組として、生産者団体・消費者団体・京都府の共催で、平成20年1月、きょうと食の安心・安全フォーラムが開催されました。

第1部では「食の安心・安全セミナー」、第2部では食品の試食をしながら交流会が行われ、なごやかな雰囲気の中、楽しく学び、「参加して食への意識が高まった」などの活発な意見交換が生産者・消費者双方で行われました。

平成20年度においても、今回の取組を活かしながら、フォーラムを実施する予定です。

⑤ 消費者が見学できる農業施設、食品製造施設等を、府ホームページ等で情報提供します。

◆ 取組内容とその効果等

平成20年度に食育推進活動と連携し、調査を行った上で施設を登録していく予定です。

3 食の安心・安全に関する知識の啓発・学習

① 「食の安心・安全セミナー」の開催回数

できるだけ多くの府民に参加してもらえるように府内4箇所で開催することを目標にしています。

② セミナーのテーマを理解できた人の割合

平成19年度からセミナーのテーマについて、ほぼ理解できた人の割合を7割とすることを目標にしていきます。

取組目標		18年度	19年度	20年度	21年度	備 考
「食の安心・安全セミナー」の開催回数	行動計画	5回	4回	4回	4回	食の安心・安全推進課
	実績	5回	4回			
セミナーのテーマを理解できた人の割合	行動計画	一	7割	7割	7割	食の安心・安全推進課
	実績	一	9割			

◆ 取組内容とその効果等

各広域振興局管内において実施し、それぞれ100名程度の参加者がありました。

参加者への正確な知識の普及だけではなく、それぞれ活発な意見交換も行われており、アンケートの結果、概ねセミナーのテーマは理解されていると考えられます。

「食に関する意識が高まった」、「分かりやすく役に立つ話であった」などの意見が寄せられました。

③ 講師の派遣回数

要望に対しても、すべて対応することとしているので、実績をそのまま目標として設定しています。

取組目標		18年度	19年度	20年度	21年度	備 考
講師の派遣回数	行動計画	20回	20回	20回	20回	関係各課
	実 績	39回	67回			

◆ 取組内容とその効果等

67回のうち、59回は保健所、保健環境研究所等からの派遣で、テーマは「食中毒の予防」、「食品衛生管理」等についてでした。

その他、農産流通課から「JAS法に基づく食品表示」について派遣したり、プロジェクトから「食の安心・安全」全般について派遣しています。

④ 広告ちらしによる情報提供協力店舗数

府内にある食品販売業者の店舗数(約1万店舗)のうち、最終的にはその1割程度(中、大型店)の1,000店舗と連携することを目標にしています。

取組目標		18年度	19年度	20年度	21年度	備 考
広告ちらしによる情報提供協力店舗数(累計数)	行動計画	50店	150店	250店	350店	食の安心・安全推進課
	実 績	50店	74店			
	要請書			100店	150店	

◆ 取組内容とその効果等(計画を達成できなかった理由)

平成19年度は、府ホームページ等による制度紹介を行い、普及に努めましたが、24店の増加にとどまりました。協力店には、食品表示の見方、食中毒予防のため気を付けることなどについて、広告ちらしや店頭での掲示などによる情報提供をしていただいております。

平成20年度からは、再度、文書通知等により各店舗ごとに制度内容を伝え、普及することとし、着実に協力店を増加させていきます。

4 府民参画の推進

- ① 消費者団体等との意見交換会の開催回数
四半期に一度開催することを目標にしています。
- ② 意見交換会の内容を団体等で情報伝達するなどに活用した団体の割合
平成19年度から意見交換会に参加した団体等のうち、その7割が意見交換会での内容を団体等で情報伝達するなどに活用することを目標にしています。

取組目標		18年度	19年度	20年度	21年度	備 考
消費者団体等との意見交換会の開催回数	行動指標	4回	4回	4回	4回	食の安心・安全推進課
	実績	14回	4回			
意見交換会の内容を団体等で情報伝達するなどに活用した団体の割合	行動指標	一	7割	7割	7割	食の安心・安全推進課
	実績	一	10割			

◆ 取組内容とその効果等

それぞれ20名程度の参加者があり、活発な意見交換が行われ、府の施策の推進に反映しています。

参加したすべての団体等において、意見交換会での内容を講座等で普及させたり、広報誌に記事を掲載するなどして、活用していただいております。

- ③ 府施策の毎年の実施状況について、府ホームページや意見交換会等で情報提供し、いただいた意見を翌年度の年度別計画に反映させます。

◆ 取組内容とその効果等

府施策の平成19年度の実施状況については、この計画で取りまとめ、府ホームページや意見交換会等で情報提供します。

これに対する御意見は、平成21年度の年度別計画に反映させます。